

入札説明書

- 1 公告日 平成31年3月11日
- 2 契約担当者 京都府公立大学法人理事長 金田 章裕
- 3 担当部局 教養教育共同化施設「稲盛記念会館」
京都府立医科大学教養教育事務室
〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1-5
電話番号 (075)703-4921
- 4 入札に関する事項
 - (1) 業務の名称
京都府立医科大学花園学舎における体育施設の管理業務
 - (2) 業務の仕様等
別添「京都府立医科大学花園学舎体育施設管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
 - (3) 業務を行う期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
 - (4) 業務を行う場所等
京都府立医科大学花園学舎体育施設
〒603-8334 京都市北区大將軍西鷹司町13
- 5 入札説明会の日時及び場所
平成31年3月15日（金）午後1時から
京都府立医科大学花園学舎体育館
京都市北区大將軍西鷹司町13
- 6 入札に参加できない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

7 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のアからエまでのいずれにも該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 京都府の「ビル総合管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定めた告示（昭和53年京都府告示第129号）」に定める競争入札参加者の資格を得ている者のうち、「警備業務」に登録されている業者であること。
 - イ 緊急事態に迅速かつ的確に対応できるため、本件業務を管轄する営業所を京都市内に有していること。
 - ウ 直前2営業年度に、公共機関において12ヶ月以上の同等規模の建物管理・施設警備業務の実績を有すること。
 - エ 管理業務を行う者は自社の社員であること。
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること

8 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、確認申請書（別記第1号様式）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 申請書の提出期間
平成31年3月11日（月）から平成31年3月18日（月）までの間（土日除く）
- (2) 申請書の提出場所 3に同じ。
- (3) 提出方法
提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出するものとし、郵送及び電送による提出を認めない。
- (4) 確認資料
 - ア 商業登記簿謄本及び定款（法人の場合）
 - イ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明書（個人の場合）
 - ウ 印鑑証明書（別記第2号様式）
 - エ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（別記第3号様式）
 - オ 直前2営業年度の財務諸表（法人の場合）
 - カ 直前2営業年度の所得税の確定申告書（個人の場合）

キ 直前2営業年度に、公共機関において12ヶ月以上の同等規模の建物管理・施設警備業務にかかる契約書の写等

(5) 確認資料の提出等

確認資料を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(6) その他

確認資料作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

9 参加資格を有する者の名簿への登載等

6及び7について審査の上、参加資格があると認定された者は、京都府立医科大学花園学舎における体育施設の管理業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

10 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、10による資格審査の結果を通知した日から平成31年3月31日までとする。

12 参加資格に係る変更届

参加資格を有する者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(別記第4号様式)により当該変更に係る事項を知事に届けなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあつては、氏名

13 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(6に該当する者を除き、7(1)アからエ及び(2)の資格を満たす者に限る。)は、その者が営業の同一性を失うことなく、引き続き当該営業を行うことができると京都府公立大学法人理事長(以下「理事長」という。)が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その二親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割により営業を承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(別

記第5号様式。以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事由を証する書類
その他理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。

- (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、
その結果を一般競争入札参加資格承継審査結果通知書により、当該資格承継審査申請書を
提出した者に通知する。

14 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復
権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

- (2) 参加資格を有する者が次のアからカのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取
消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配
人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカのいずれかに該当する
に至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の
品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の
成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするために
必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由なくして契約を履行しなかったとき

カ アからオまでのいずれかに該当し、一般競争入札に参加できないこととされてい
る者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

- (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書によ
り、その者に通知する。

15 入札手続等

- (1) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成31年3月25日(月) 午後2時30分

イ 場所 教養教育共同化施設「稲盛記念会館」2階 第211講義室

京都市左京区下鴨半木町1-5

- (2) 入札方法

ア 入札書(別紙1)を持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状(別紙2)を提出することとし、入札書に入札者
の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印
(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができ
る。以下同じ。)をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその商号又は
名称)及び「京都府立医科大学花園学舎における体育施設の管理業務」と朱書し、封
筒の開口部を封印すること。

なお、開封後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで、直ちに再度入札を行う

場合にあつてはこの限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札が公平に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに業務仕様書、契約書案及びその他添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際には入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

- オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
 - カ 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をした者の入札
 - キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
 - ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
 - ケ その他入札条件に違反した者
 - コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者
- (11) 落札者の決定方法
- ア 京都府公立大学法人会計規則第34条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。
 - イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。
- 16 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- 17 入札保証金
免除する。
- 18 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 19 契約保証金
免除する。
- 20 契約書の作成の要否
要(別紙契約書案により作成するものとする。)
- 21 その他
- (1) 1から20までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
 - (3) 仕様書、契約書案等については、入札後速やかに返却すること。
 - (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。